

消防危第110号  
令和5年4月28日

各都道府県知事  
各指定都市市長

} 殿

消防庁長官  
(公印省略)

### 令和5年度「危険物安全週間」の実施について

危険物行政の推進につきましては、かねてより特段の御配慮をいただき、厚く御礼申し上げます。

危険物を取り扱う事業所における自主保安体制の確立を図るため、毎年6月の第2週を「危険物安全週間」とし、危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を全国的に推進しているところです。

令和5年度につきましても、別添「危険物安全週間実施要綱」（平成2年1月19日付け消防危第3号）に基づき、下記のとおり実施いたします。

貴職におかれましては、同週間を推進するための諸事項が効果的に実施されますよう格段の御配慮をお願いいたします。

また、貴都道府県内の市町村等に対してもこの旨周知されますよう重ねてお願いいたします。

### 記

#### 1 目的

危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を推進することにより、各事業所における自主保安体制の確立を図るため「危険物安全週間」を設けるものとする。

#### 2 期間

令和5年6月4日（日）から6月10日（土）までの7日間

#### 3 主催等

##### (1) 主催

消防庁、都道府県、市町村、全国消防長会及び(一財)全国危険物安全協会

##### (2) 協賛

危険物保安技術協会、(一財)消防試験研究センター、石油連盟、全国石油商業組合連合会、電気事業連合会、(一社)日本化学工業協会及び日本ガソリン計量機工業会

#### 4 実施方針

- (1) 消防庁、都道府県、市町村、(一財)全国危険物安全協会(都道府県危険物安全協会連合会、地区危険物安全協会)その他関係団体の緊密な協力により、危険物の保安の確保に関する広報等を、地域の実情に応じて実施するものとする。
- (2) 「危険物等に係る事故防止対策の推進について」(令和5年3月17日付け消防第59号)に基づき、都道府県別の事故の発生状況や危険物施設の態様を踏まえ、各地域の事故防止に係る取組みを積極的に実施するものとする。

#### 5 実施事項

都道府県、市町村等は、地域の実情に応じて、以下の実施事項に取り組むこと。

##### (1) 実施の重点

- ア 危険物施設における保安体制の整備促進
- イ 危険物に関する知識の啓発普及
- ウ 危険物保安功労者の表彰

##### (2) 上記の取組に当たって効果的と考えられる具体的な推進項目

- ア 危険物施設における保安体制の整備促進  
危険物関係事業所等による安全確保に向けた体制作りや災害に備えた事前計画の作成等多様な機会を通じて、危険物施設における保安体制の整備促進につなげていくこと。
- イ 危険物に関する知識の啓発普及  
新聞、広告紙、インターネット等による広報、ポスターやリーフレットの配布等を通じて、危険物の保安に対する意識を啓発するとともに、危険物の取扱いに伴う火災の危険性や危険物を安全に取り扱うための知識を周知していくこと。
- ウ 危険物保安功労者の表彰  
危険物の保安に関して功績のあった個人、危険物関係事業所等への表彰状の贈呈等を行うこと。

#### 6 実施行事等

##### (1) 危険物安全週間推進標語

- ア 応募点数 10,546作品
- イ 最優秀作 意志つなぐ連携プレーで事故防ぐ  
古瀬 佑亮(佐賀県)

##### (2) 危険物安全週間推進ポスター

- ア モデル 女子カーリングチーム「ロコ・ソラーレ」の皆様(カーリング)
- イ 危険物安全週間推進標語の最優秀作を刷り込んだポスターを作成し、全国の危険物関係事業所、消防機関等に配布する。

(3) 危険物事故防止対策論文

ア 応募総数 12編

イ 消防庁長官表彰受賞者・作品

氏名（所属） 工藤 尚嗣（旭ファイバーグラス株式会社生産本部 湘南工場  
事務グループ）

作品 『ゼロ災の継続』を主眼とした教育手法の構築